

多剤耐性緑膿菌の報告について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、多剤耐性緑膿菌の判定基準薬を変更させていただくことになりましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

敬白

記

■変更日 令和8年4月6日（月）報告分より

■変更項目 MDRP^注（多剤耐性緑膿菌）（項目コード：5036）*検査案内未掲載
注）MDRP:MultiDrug-Resistant *Pseudomonas aeruginosa*

■変更内容

MDRP（多剤耐性緑膿菌）につきまして、感染症法で多剤耐性緑膿菌感染症が全数把握疾患となり、届出基準においても一部変更となりましたので、従来の報告条件の判定基準薬のうちフルオロキノロン系薬剤の判定基準薬を変更いたします。

系 統	新	旧
カルバペネム系薬剤 アミノグリコシド系薬剤 フルオロキノロン系薬剤	IPM、MEPMのいずれか AMK CPFX、LVFX のいずれか	IPM、MEPMのいずれか AMK CPFX、LVFX、NFLX、 OFLX、LFLX、GFLXの いずれか

以上

※お問合せ先：029-837-2721 総合インフォメーション



Android用



iOS用

総合検査案内アプリは
こちらから